

# 新型コロナウイルス感染症に関する 緊急要望

令和2年8月

北海道東北地方知事会



# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、去る5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除されましたが、6月中旬以降の首都圏を中心とした感染者数の増加は、各地域で過去最多を更新するなど全国的な広がりを見せております。

北海道・東北地域においては、それぞれ感染拡大防止のための取組を行ってきたところであり、感染の地域内での拡大を食い止めるとともに、感染者数の増加に備え、医療提供体制の整備に万全を期すことが必要です。

また、地域経済においても、休業要請や外出自粛等による企業・家計両面の経済活動の停滞に伴う大きな影響が発生しており、感染の拡大により、その影響はさらに深刻化することが懸念されることから、回復に向けた取組が必要な状況にあります。

北海道東北地方知事会として、今後、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践しながら、感染拡大防止と地域経済活動の回復に向けた取組の両立を前進し、住民の安全・安心な暮らしの実現を図るため、国との連携を強化し一体となって更に取組を進めていく必要があることから、次の事項について要望します。

## 1. 医療提供体制の整備等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、交付決定額が要望額を下回っている事業があるほか、病床・宿泊施設の確保や重点医療機関体制整備事業については基本的に9月分までが対象となっていることから、各道県が10月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、速やかに予備費の支出を行い交付金の増額を図るとともに、陰圧室の整備等の病院改修による患者受入体制の整備などもできるように用途を拡充することを含め柔軟な対応を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。このため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、実情に応じ、道県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うこと。
- (3) 地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の

意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、公立病院に対する財政支援等により、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

- (4) 新型コロナと同時にインフルエンザも流行する局面に備えて、インフルエンザワクチンについて十分な量を安定的に供給し、高齢者や医療従事者など計画的に接種できる体制を整えるとともに、新型コロナとインフルエンザ双方を通じた標準的な診察基準を提示すること。併せて、感染の拡大に対応できる医療・宿泊療養施設や運営体制の確保などを進めるための方策について、速やかに対応を図ること。
- (5) 介護・福祉サービスを提供する事業所についても、利用控えなどで経営困難をきたしており、自助努力で改善することも困難な実態があることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象を拡大し、経営安定に向けた支援を行うこと。

## 2. PCR検査等の戦略的拡大について

PCR検査等について、行政検査で幅広く対処できるよう要件を明確化するとともに、より早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い戦略的に拡大することとし、クラスターが発生した施設等の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、施設内感染を防ぐための医療、介護・障害福祉施設の従事者、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアなどについても検査対象に含め、「国の負担による行政検査」として実施することを検討するほか、民間需要への対応も図ること。あわせて、国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、空港も含めたPCR検査センターの設置・運営など、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うこと。

また、唾液検体による検査の普及を図るため、検体の前処理に要する時間の短縮や、現在対象外となっている簡易キットによる検査でも活用できるように検査手法の開発等を進めること。

## 3. Go To キャンペーン事業について

- (1) Go To トラベル事業の実施に当たっては、当面の間、東京都発着の旅行を対象外とすることとされたところであるが、今後とも感染状況を注視し、例えば、ブロック内等近隣観光から始めるなど対象地域の範囲、時期、方法等について、これらの基準等を明確にした上で、除外地域などを機動的に見直すこと。
- (2) 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏

や秋で終了することなく、特に、令和2年7月豪雨の被災地においては、災害復旧の状況を踏まえ、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (3) G o T o イート・イベント・商店街事業の実施に当たっては、地域の感染状況や経済状況を踏まえた対応ができるよう、あらかじめ地方の声を聞くこと。

#### 4. 財政支援等について

- (1) 厳しい状況が長期化している中小企業等に対する資金繰り支援を強力に展開するため、都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資上限（現在4千万円）の引上げのほか、信用保証協会への損失補償を行う自治体への財政支援や日本政策金融公庫の保険填補率の引上げ、自治体による信用保証料補助への融資期間終了までの財政支援や預託原資調達に伴う借入金利息に対する支援を行うこと。

- (2) 雇用調整助成金の緊急対応期間については、当初の6月末から9月末まで延長されたが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないため、引き続き、雇用調整助成金による雇用の維持を図る必要がある。このため、緊急対応期間について更に延長し、10月以降も対象とすること。

また、有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した緊急雇用創出事業の創設を早急に検討すること。

- (3) 新型コロナウイルスによる生活困難を支える生活福祉資金貸付について、本来の全額国負担制度を歪めることなく、国が責任を持って確実に財源措置すること。

- (4) 地域経済への影響が長期化・深刻化していることから、政府は積極的に需要創造策を図るとともに、5Gをはじめ情報通信基盤の整備やサプライチェーンの強靱化を進め、「多核連携による分散型国土の形成」に取り組むこと。

- (5) 感染拡大の状況に応じた迅速な対応のため、予備費を活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増しや基金への積み立て要件の弾力化・繰越手続の更なる簡略化など、より幅広く柔軟に活用できる十分な財政支援を講ずること。

特に、施設の休業要請に応じた事業者に対し道県が支給する協力金の国による制度化など、その実効性を担保するための措置について早急に議論を進めること。

## 5. 水際対策について

(1) 来年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えることもあり、今後、感染リスク評価を踏まえた段階的な入国制限の緩和による国際便等の増加に伴い、入国者・帰国者の増加が想定されることから、地方空港における国際線再開に備えるため、国際路線を有する国内すべての空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を予め確保すること。

また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、そのための十分な収容能力を確保するようにすること。

検査結果が陽性の場合は、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、国が用意した医療機関への入院や宿泊施設での療養などにより、特定の道県に過度な負担が生じないようにすること。

(2) 今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図るとともに、陽性、陰性に関わらず、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。

また、速やかな濃厚接触者の特定につなげられるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する情報について、多言語での分かりやすい情報発信の充実を図るとともに、大使館等を通じ、在住外国人に対して、感染拡大防止対策の周知を図ること。

(4) 米軍基地での感染症防止対策の徹底強化を強く求めるとともに、政府の責任において、情報収集及び関係自治体への情報提供をしっかりと行うこと。

## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 鈴木直道

青森県知事 三村申吾

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 佐竹敬久

山形県知事 吉村美栄子

福島県知事 内堀雅雄

新潟県知事 花角英世

